



恵那市

# だれもが使いやすいバリアフリートイレ トイレづくりハンドブック

恵那市自立支援協議会くらし部会



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS





# 目 次

はじめに -----	1
1 バリアフリーに関わる法律の概要	
● バリアフリー法 -----	2
● 岐阜県福祉のまちづくり条例施行規則 -----	3
2 恵那市オリジナルモデル	
● 恵那市オリジナルのバリアフリースイートイレモデル -----	4
● 男性用個室トイレのサニタリーボックス設置の表示 -----	4
3 これからのトイレづくりに必要なものは	
● ユニバーサルデザインのトイレを考えてみましょう -----	5
4 車いす利用者対応トイレ	
● 車いす利用者が利用しやすいトイレとは -----	7
5 だれもが使いやすく、分かりやすくする	
● どのトイレにどの機能があるのか 分かりやすく表示する -----	9
6 利用者の意見を取り入れる	
● 新設や改修の際に利用者の 意見を聞いて取り入れる -----	12
7 様々な場面を想定する	
● 緊急時にも安心して使える工夫 -----	12
● 本当に必要としている人が 使えるようにするための案内の工夫 ---	12
【用語解説】 -----	13
【市内バリアフリー状況】 -----	14

## はじめに

現在、建物や公共交通機関等のバリアフリー化が進んでいますが、その中でも、公共施設等におけるバリアフリートイレは特に重要です。だれもが安心して外出するために、多様な利用者の特性に配慮したトイレ整備が求められています。

恵那市においては、自立支援協議会くらし部会で当事者を交えて話し合いを行い、市内公共施設のバリアフリートイレについて、デザインの不統一や福祉避難所におけるオストメイト設備未設置など改善すべき点を確認したことをきっかけに、共生社会におけるトイレのあり方を検討し、このハンドブックを作成することとなりました。

また、恵那市は令和4年5月20日に持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）達成に向け、優れた取組を提案する地方自治体「SDGs 未来都市」に内閣府から選定されており、「誰一人取り残さない」というSDGsの視点からも取組を進めていきます。

本ハンドブックが、だれもが暮らしやすいバリアフリーのまちづくりのため、今後、新しい施設のトイレ整備や改修を行う企業・事業者等の一助となれば幸いです。

# 1 バリアフリーに関わる法律の概要

● バリアフリー法(平成 30 年 11 月 1 日施行・令和 3 年 4 月 1 日改正)

◆ 建築物移動等円滑化基準(政令第 10 条～第 23 条)

## 《概要》

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準。

用途面積 2,000 平方メートル以上の不特定多数の者が使用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物「特別特定建築物(政令第 5 条)を新築、増築、改築又は用途変更について、建築物移動等円滑化基準への適合義務が定められている。ただし、2,000 平方メートル未満、及び既存建築物に対しては、努力義務となっている。

※ 特別特定建築物とは

特別支援学校・病院・劇場・百貨店・マーケット・ホテル・官公署・銀行・飲食店・老人ホーム・美術館・図書館・空港 など

## 【トイレ】

トイレを設ける場合には、車いすを使用する方や足の弱っている方も使えるようにすることが必要。車いすを使用する方が使える十分な広さの便房を設ける。

- |                |           |              |
|----------------|-----------|--------------|
| ● 車いす利用者用便房の数  | 建物に 1 つ以上 | 各階ごとに原則 2%以上 |
| ● オストメイト対応便房の数 | 建物に 1 つ以上 | 各階ごとに 1 つ以上  |
| ● 低リップ便器等の数    | 建物に 1 つ以上 | 各階ごとに 1 つ以上  |

## 【案内表示】

バリアフリー化されたエレベーターやトイレ、駐車場の付近には、見やすく分かりやすい表示が必要。これらの施設の配置が分かる案内板や案内所を設ける。

- 
- 岐阜県福祉のまちづくり条例（平成 10 年 4 月 1 日施行・平成 12 年 4 月 1 日改正）※ただし第 19 条の規定は、平成 10 年 10 月 1 日施行

（整備基準）

第 19 条 知事は、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるものとするため、公共的施設の有する不特定かつ多数の者の利用に供する出入口、廊下、階段、昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場その他必要と認める部分の構造及び設備の整備に関し必要な基準(以下「整備基準」という。)を定めるものとする。

- 
- 岐阜県福祉のまちづくり条例施行規則（平成 10 年 10 月 1 日施行・令和 3 年 3 月 23 日改正）

（整備基準）

第 3 条 条例第 19 条第一項の整備基準は、別表第二のとおりとする。

別表第二(第 3 条、第 9 条関係)

一 建築物に関する整備基準《抜粋》

【便所】

- 1 不特定かつ多数の者が利用し、かつ、用途面積が 1,000 平方メートル以上の公共的施設に便所を設ける場合には、直接地上へ通ずる出入口のある階の便所のうちの 1 以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ 1 以上)を次に定める構造とすること(教育施設及び共同住宅等を除く。)。ただし、エレベーターが停止する不特定かつ多数の者が利用する階の便所のうちの 1 以上が次に定める構造とされているときはこの限りでない。
  - 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房(以下「車いす使用者用便房」という。)が設けられていること。
  - 車いす使用者用便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の幅は、80 センチメートル以上とすること。
  - 車いす使用者用便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合には、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- 2 不特定かつ多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち一以上に、手すりを設けた床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが 35 センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を設けること(教育施設及び共同住宅等を除く。)

## 2 恵那市オリジナルモデル

### ● 恵那市オリジナルのバリアフリートイレモデル

#### 【恵那市オリジナルのバリアフリートイレモデルについて】

より使いやすくするため、恵那市オリジナルのバリアフリートイレモデルを推奨します。

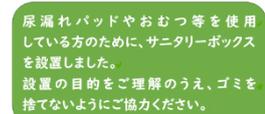
- ◇ 車いす利用者や介助者に配慮したスペースを確保する。
- ◇ 出入口等にピクトグラム<sup>(※1)</sup>で分かりやすく表示する。
- ◇ ボタン等の配置等を統一する。
- ◇ 音声案内を設置する。
- ◇ 点字による表示をする(入口から便座まで)。
- ◇ 男性用トイレ、女性用トイレ、バリアフリーに設置されたサニタリーボックス<sup>(※2)</sup>のサイズを大きくする。
- ◇ オストメイト<sup>(※3)</sup>用設備配置トイレがない場合、椅子を置くなどの配慮をする。
- ◇ 24時間トイレの呼び出しボタン連絡先を確認する。
- ◇ 容易に施錠可能なドアのカギを設置する。
- ◇ 着替え台・フック・鏡を設置する。
- ◇ 大型ベッドを設置する。
- ◇ トイレの流しレバーを長くする。

### ● 男性用個室トイレのサニタリーボックス設置の表示

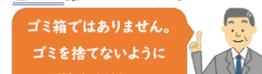
市内の公共施設の男性用個室トイレにサニタリーボックスの設置を行い、ステッカー等で分かりやすく表示しています。



施設入口のドア等へステッカー表示



個室トイレドア外側へお知らせ表示



個室トイレドア内側へお知らせ表示



サニタリーボックス ふうたへ表示

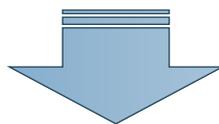
### 3 これからのトイレづくりに必要なものは？

#### ● ユニバーサルデザイン<sup>(※4)</sup>のトイレを考えてみましょう

「ユニバーサルデザイントイレ」とは、全ての人々に利用しやすくデザインされたトイレを意味しています。高齢者や障害のある方、小さい子どもを連れた方などが安心して外出するためには、安心して利用できるトイレは欠かすことができないものです。だれもが安心して外出できる環境づくりをすすめるためユニバーサルデザインに配慮したトイレの整備が必要です。

#### 【これまでの多機能トイレ】

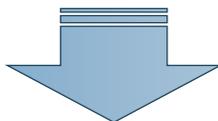
車いす利用者 対応トイレ	<ul style="list-style-type: none"><li>● 車いすが回転できるスペースがある</li><li>● 便器に移乗するための手すりがある など</li></ul>	
乳幼児用設備 設置トイレ	<ul style="list-style-type: none"><li>● ベビーチェアが設置されている</li><li>● おむつ交換台が設置されている など</li></ul>	
オストメイト用 設備設置トイレ	<ul style="list-style-type: none"><li>● ストーマを造設されている方がパウチや汚れ物等を洗浄するための汚物流しが設置されている</li></ul>	



#### 【問題点は？】

- 施設によって設備が様々となっており、統一されたモデルがない。
- 多機能トイレに設備や機能が集中しており、使いたい人が集中する。
- 「介護者用ベッド」が設置されているトイレが少ない。
- 外見からは多機能トイレの設備や機能を必要としていることが分からないために利用しづらいと感じている人がいる。

- ・ 異性による介助・同伴を必要とする人やトランスジェンダー<sup>(※5)</sup>等で男女別のトイレが使いにくい人など、これまであまり表に出てこなかったニーズに対応した男女兼用トイレが少ない。



多様なニーズに配慮し、全ての人がストレスなく利用できるユニバーサルデザインのトイレが求められています。

## ちょこっとコラム

### 【バリアフリーとユニバーサルデザイン】

バリアフリーとは、特定の方にとって障害となるものを取り除き、利用できる状態とすることです。障害であるバリアには、通行を妨げる「物理的障壁」、資格や免許等の制限を受ける「制度的障壁」、視覚や聴覚へはたらきかける情報がないことで読み取れない「文化情報面での障壁」、差別的な視線で見られる「心理的障壁」の四つがあります。設計思想の段階においては障害が考慮されておらず、後から取り除く考え方です。

一方、ユニバーサルデザインでは、設計思想の段階から誰もが利用しやすいように考えられており、はじめから障害がないように配慮されています。

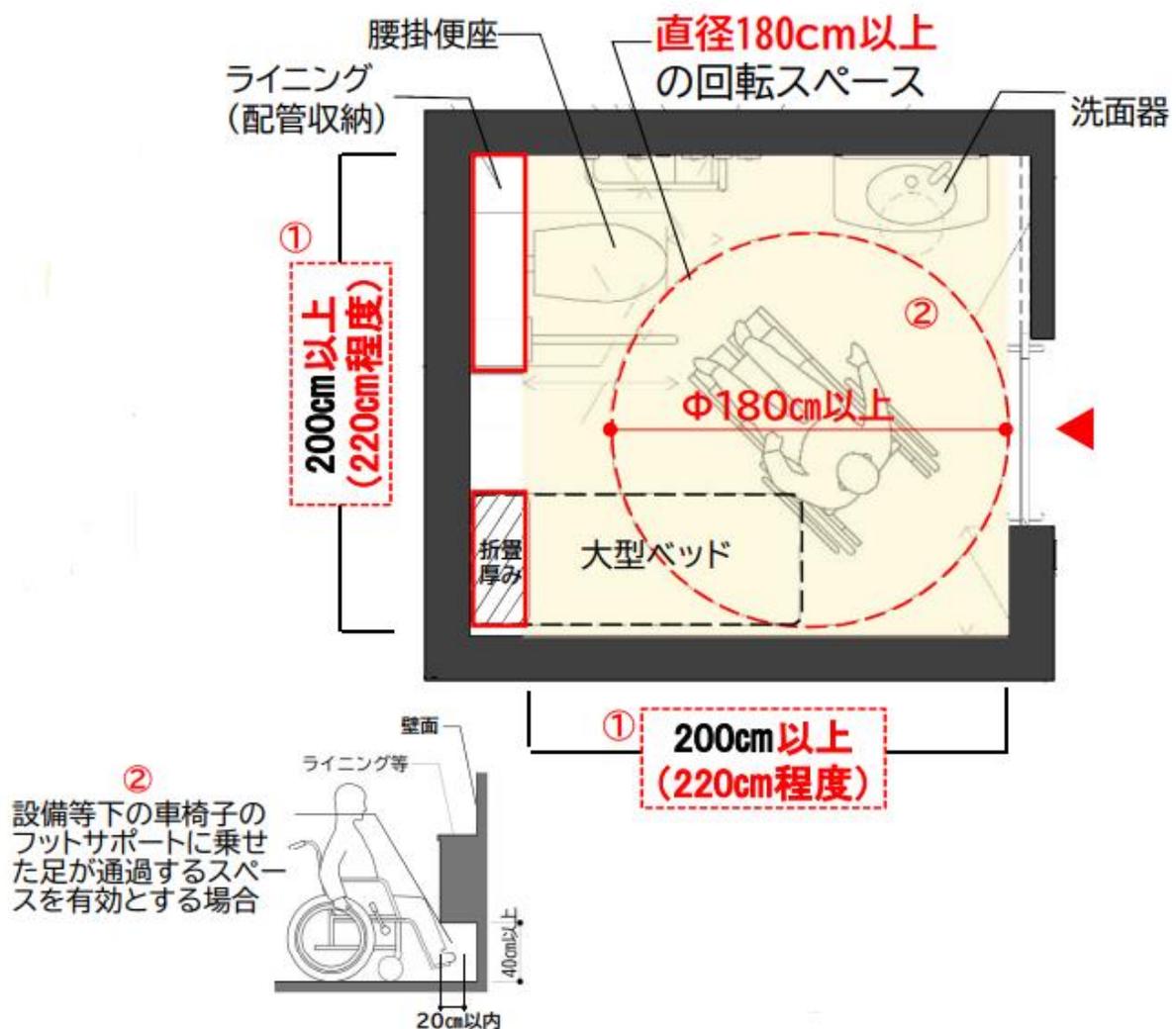
このように、バリアフリーとユニバーサルデザインは混同されやすい言葉ですが、意味は全く異なります。

## 4 車いす使用者対応トイレ

### ● 車いす使用者が利用しやすいトイレとは

#### 【求められている機能】

- 車いすが回転できる
- 便座に移乗するのに十分な広さや手すりが設置されている
- 便座に背もたれが設置されており、蓋は設置されていない
- 洗面器下に空間があり車いすでも手が洗しやすい
- 洗面台の鏡の設置場所が高すぎない



≪事例≫

恵那市役所西庁舎 1 階



写真 手すりや背もたれ、  
便座横に小さな洗面台が設置

【利用しやすさの確保】

- 乳幼児用設備等を他の個室に分散することで、他の利用者との重なりを防ぐことができます。
- 介助用ベッドを設置することで、おむつ交換台が使えない年齢の子供から大人まで、おむつ交換や着替え、自己導尿等に対応でき、荷物を置くこともできます。

## 5 だれもが使いやすく、分かりやすくする

### ● どのトイレにどの機能があるのか分かりやすく表示する

【出入口等にピクトグラムを表示する】

- 施設内のどのトイレにどの設備があるのか、特に設備や機能を分散したトイレにおいては、利用者に分かりやすく伝えるため、ピクトグラムによる表示を必ず行う必要があります。
- トイレのピクトグラムは施設間で異なることがないように、JIS 規格<sup>(※6)</sup>で定められたものを使用し、設備や機能の名前を併記する場合もできる限り統一することが重要です。

《事例》

恵那市役所西庁舎 1 階

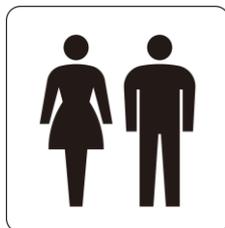


写真 設備や機能をピクトグラムで表示

【JIS Z 8210 の案内図用記号と名称】



お手洗い  
Toilets



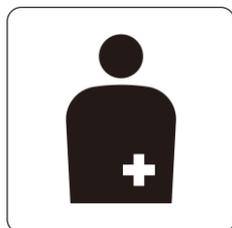
男女共用  
お手洗い  
All gender toilet



障害のある人が  
使える設備  
Accessible facility



介護用ベッド  
Care bed



オストメイト用設備  
Facilities for Ostomy  
or Ostomate



ベビーチェア  
Baby chair



おむつ交換台  
Diaper changing



着替え台  
Changing board

## 【音声等で分かりやすく案内する】

- トイレ入口で男性用、女性用、男女共用等の位置を音声で案内することで、視覚障害者だけではなく、だれでも認識しやすくなります。
- 触知案内図の位置をできる限り統一することで、だれでも自分が必要とするトイレを探しやすくなります。

### 《事例》

#### 恵那市役所西庁舎 1階



写真① 触知案内図を設置



写真② 点字にて設備や機能を説明

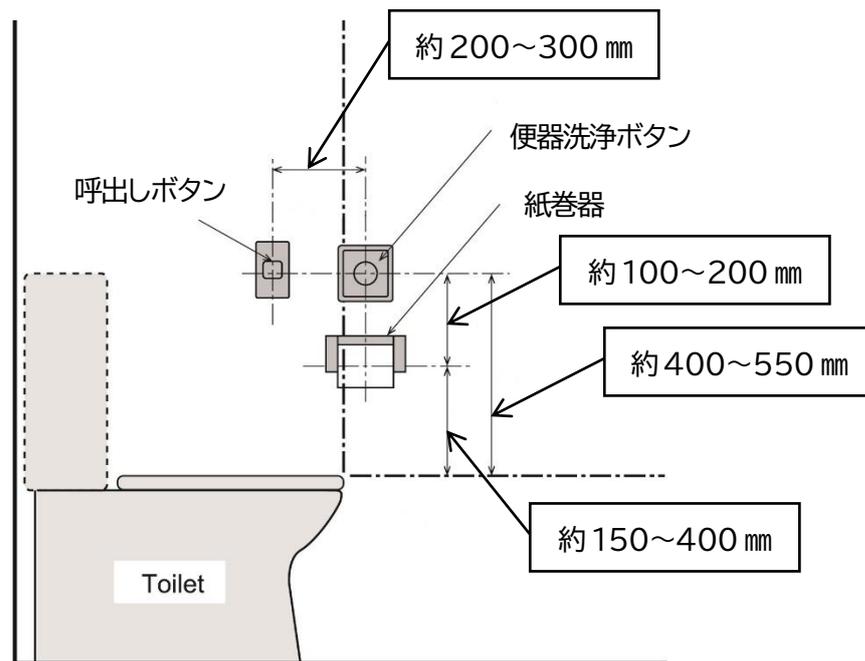


写真③ 音声で設備の場所を説明

【ボタンの配置等を統一して分かりやすくする】

- 便器洗浄ボタンや非常用の呼出しボタン、紙巻器等を JIS 規格に沿った配置に統一することで、だれにでもそれぞれの位置が分かりやすくなります。
- 高齢の人や視覚障害者を含め、ボタンの押し間違いを防げるよう、すべてのトイレで統一することが重要です。

【JIS S 0026 高齢者・障害者配慮設計指針による  
配置及び紙巻器の配置及び設置寸法】



※ JIS S 0026 では、公共トイレ(一般便房及び車いす使用者用便房など)の腰掛便器の横壁面に設置する操作部(便器洗浄ボタン及び呼出しボタン)の形状、色、並びに操作部及び紙巻器の配置について規定している。

## 6 利用者の意見を取り入れる

- 新設や改修の際に利用者の意見を聞いて取り入れる

【利用者の意見を取り入れてより使いやすくする工夫】

- トイレの新設や改修の際は、多様なニーズを持つ全ての方の意見を取り入れることが重要です。
- 多様な利用者からニーズを聞くことで、施設の用途や規模に応じた対応を検討しやすくなり、オーバースペック<sup>(※7)</sup>にならずに使い勝手のよい改善につながります。

## 7 様々な場面を想定する

- 緊急時にも安心して使える工夫

【緊急事態を知らせるための案内設備を設ける】

- 緊急事態であることを光や音声で知らせる設備を設置することで、聴覚や視覚に障害がある人にも迅速に緊急事態を知らせ、避難を促します。

- 本当に必要としている人が使えるようにするための案内の工夫

【利用者に適正な利用を呼びかける】

- 本来の目的とは異なる利用により占有されないよう、利用者が適正な方法でトイレを利用してもらうことも大切です。
- 腹痛など急を要するトイレ利用は誰にでも起こり得ることですが、他の利用者にもそれぞれ、バリアフリートイレの設備や機能を必要とする事情があることを理解してもらうことが必要です。
- バリアフリートイレを必要としている人がいることに気付くための呼びかけを行うことで、個人のモラル向上や他人を思いやる心を育む機会の提供にもつながります。

## 【用語解説】

### ※1 ピクトグラム

情報や注意を示すために表示される案内図用記号のこと。文字の代わりに視覚的な図記号で表現することで、言葉の違いや年齢等による制約を受けずに情報の伝達を行うことができる。

### ※2 サニタリーボックス

サニタリーボックスは使用済みの生理用品などを廃棄するトイレ用のゴミ箱。本来は女性が使用するトイレに設置されていたが、近年男性もおむつや尿漏れパッドを使用する方が増えており、トランスジェンダーの観点からも、男性用トイレへのサニタリーボックスの設置が増えている。

### ※3 オストメイト

様々な病気や事故などにより、お腹に排泄のための『ストーマ(人工肛門・人工膀胱)』を造設した人。オストメイトはストーマ用装具を装着することによって、手術前と同じように社会生活を送ることが出来る。

### ※4 ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

### ※5 トランスジェンダー

生まれた時に割り当てられた性別と、自身で認識する性(ジェンダーアイデンティティ)が一致していない人を指す。

### ※6 JIS 規格

日本産業規格(JIS=Japanese Industrial Standards の略)。日本の産業製品に関する規格や測定法などが定められた日本の国家規格を指す。自動車や電化製品などの産業製品生産に関するものから、文字コードやプログラムコードといった情報処理、サービスに関する規格などもある。

### ※7 オーバースペック

用意された機器やシステムなどの性能や機能が、目的や用途に照らして過剰であること。

# 【恵那市内公共施設のバリアフリー状況】

令和4年3月28日現在

施設名	誘導案内			敷地内通路 (建物前)			主な出入口		昇降設備		トイレ					駐車場		その他 設備		補助 サービス					
	受付	音声誘導設備	点字ブロッック	段差なし	段差・階段あり	スロープ	自動ドア	開き戸(手動)	引き戸(手動)	一般用エレベーター	車椅子対応エレベーター	洋式トイレ	バリアフリートイレ	車椅子利用者用トイレ	オストメイト	ベビーシート	ベビーカー	緊急呼出装置	駐車場	車椅子利用者用駐車区画	おちいやり駐車区画	車椅子用観覧席	AED設置	車椅子貸出	手話通訳者
1	市役所本庁舎	○	○	○	○		○			○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	市役所西庁舎	○	○	○	○		○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	市役所北庁舎			○	○	○	○				○	○	○				○	○	○			○		○	○
4	市役所会議棟				○		○				○	○	○				○	○	○						
5	東野振興事務所 東野コミュニティセンター	○				○	○	○		○	○	○	○				○	○	○	○			○	○	○
6	三郷振興事務所 三郷コミュニティセンター	○				○	○	○		○	○	○	○	○			○	○	○	○			○	○	○
7	武並振興事務所 武並コミュニティセンター	○		○	○			○			○	○	○		○		○	○	○	○			○	○	○
8	笠置振興事務所 笠置コミュニティセンター	○				○	○	○			○	○	○				○	○	○	○			○	○	○
9	中野方振興事務所 中野方コミュニティセンター	○	○	○	○			○			○	○	○	○	○		○	○	○	○			○	○	○
10	飯地振興事務所 飯地コミュニティセンター	○				○	○	○		○	○	○	○				○	○	○	○			○	○	○
11	岩村振興事務所 岩村コミュニティセンター	○		○		○	○	○			○	○	○	○			○	○	○	○			○	○	○
12	山岡振興事務所	○			○			○			○	○	○				○	○	○	○			○	○	○
13	山岡コミュニティセンター	○				○	○	○			○	○	○	○	○		○	○	○	○			○		
14	明智振興事務所	○				○	○	○			○	○	○	○			○	○	○	○			○		
15	明智コミュニティセンター	○			○			○		○	○	○	○	○			○	○	○	○			○		
16	串原振興事務所 串原コミュニティセンター	○				○	○	○			○	○	○		○		○	○	○	○			○	○	○
17	上矢作振興事務所 上矢作コミュニティセンター	○			○			○			○	○	○	○	○		○	○	○	○			○	○	○
18	恵那市消防防災センター	○		○	○			○		○	○	○	○				○	○	○	○			○		
19	市立恵那病院	○	○	○	○			○		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○			○	○	○
20	市立恵那病院通所リハビリテーションセンターほほ恵み	○		○	○			○			○	○	○					○	○	○					
21	国民健康保険三郷診療所	○				○					○	○	○					○	○	○			○		
22	国民健康保険飯地診療所	○				○	○	○			○	○	○					○	○	○			○		
23	国民健康保険岩村診療所	○		○		○	○	○		○	○	○	○					○	○	○			○		
24	国民健康保険山岡診療所	○		○	○			○			○	○	○					○	○	○			○		
25	国民健康保険串原診療所	○				○					○							○	○	○			○		
26	国民健康保険上矢作病院	○			○			○		○	○	○	○				○	○	○	○			○	○	○
27	国民健康保険上矢作歯科診療所	○				○	○				○	○	○				○	○	○	○			○		
28	恵那市福祉センター	○		○		○	○	○			○	○	○	○			○	○	○	○			○	○	○
29	岩村福祉センター	○		○	○			○		○	○	○	○		○		○	○	○	○			○	○	○
30	明智福祉センター	○			○			○			○	○	○	○			○	○	○	○			○	○	○
31	串原福祉センター	○		○	○			○			○	○	○				○	○	○	○			○	○	○
32	障害福祉サービス事業所 明智ひとつばたご	○				○	○		○		○	○	○				○	○	○	○			○		
33	らっぽ(楽歩) 山岡健康増進センター	○			○			○			○	○	○		○		○	○	○	○			○		
34	こども元気プラザ	○		○	○			○			○	○	○		○	○	○	○	○	○			○		
35	恵那市こども発達センター にじの家	○			○			○			○	○	○				○	○	○	○			○		
36	恵那市こども発達センター おひさま	○			○			○			○						○	○	○	○			○		
37	中野児童センター	○				○	○		○								○	○	○	○			○		
38	恵那市病児保育所	○		○	○			○			○	○	○				○	○	○	○			○		
39	共同福祉会館					○	○	○			○	○	○				○	○	○	○			○		
40	山岡陶業文化センター					○	○	○			○							○	○	○			○	○	○
41	明智文化センター	○	○			○	○	○			○	○	○				○	○	○	○			○	○	○
42	ふれあい会館吉良見					○	○				○	○	○				○	○	○	○			○		
43	福寿の里ふれあいセンター					○	○				○	○	○				○	○	○	○			○		
44	上矢作基幹集落センター					○	×				○						○	○	○	○			○		
45	山岡農村環境改善センター					○	○	○			○	○	○				○	○	○	○			○		

	施設名	誘導案内			敷地内通路 (建物前)			主な出入口			昇降設備		トイレ						駐車場			その他 設備		補助 サービス		
		受付	音声誘導設備	点字ブロック	段差なし	段差・階段あり	スロープ	自動ドア	開き戸(手動)	引き戸(手動)	一般用エレベーター	工用エレベーター	洋式トイレ	バリアフリートイレ	車椅子利用者用トイレ	オストメイト	ベビーカーシート	ベビーカーチェア	緊急呼出装置	駐車場	車椅子利用者用駐車区画	おもいやり駐車区画	車椅子用観覧席	AED設置	車椅子貸出	手話通訳者
46	恵那文化センター 中央公民館	○	○	○	○		○				○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		
47	市民会館	○			○	○	○			○		○	○	○				○	○				○	○		
48	明智かえでホール	○	○		○		○					○	○	○				○	○		○	○	○	○		
49	恵那市中央図書館	○		○	○		○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○		
50	中山道広重美術館	○			○		○				○	○	○	○				○	○	○			○	○		
51	中山道ひし屋資料館	○				○			○			○							○							
52	岩村歴史資料館	○				○	○	○				○	○	○					○							
53	まきがね公園体育館	○		○		○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○		
54	まきがね西体育館					○	○		○			○	○	○					○	○			○			
55	山岡B&G海洋センター	○				○	○		○			○	○					○	○		○		○			
56	明智B&G海洋センター	○				○	○		○			○							○		○		○			
57	岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場	○		○		○	○	○			○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		
58	えな斎苑(火葬場)	○		○	○		○					○	○					○	○	○	○		○			
59	大井行在所	○				○			○			○	○					○	○							





- ◆ どなたにも見やすく、読み間違いにくいユニバーサルデザインフォントを使用し、作成しました。
- ◆ このハンドブックは東京都福祉保健局生活福祉部計画課福祉のまちづくり担当が発行した「多様な利用者のニーズに配慮したユニバーサルデザインのトイレづくりハンドブック」を参考に作成しました。

恵那市役所 社会福祉課

〒509-7292

岐阜県恵那市長島町正家一丁目1番地1 西庁舎1階

電話番号:0573-26-2111(代表)

ファクス:0573-25-7294

作成日 令和5年3月